

2001. 11. 13

学生協ニュース

No.29

東北大学学生生活協議会広報委員会

○ 一部の学生によって授業に支障をきたしました

11月7日、川内北キャンパスでの第一校時（8時50分開始）の授業時間内に、ある教室で履修者ではない学生4名が教室内に入りアジ演説を行う行動に出ました。この教室の授業担当教官は当初2分間に限定して演説の許可を与えましたが、演説は制限時間を超えて続けられました。おりから講義棟の廊下を通行中の事務官が教室の異常に気付き、この学生たちの行動を発見したものです。演説は許容された時間を大幅に超え、結局9時10分近くまで続けられ、授業の開始が著しく遅れました。この間、この授業に出席していた多数の一般学生の授業に支障が生じました。

○ 一部学生が、いわゆる「ストライキ」を呼びかけています

11月6日、川内北キャンパスで配付された、「ストライキ実行委員会」名義のビラは、「自衛隊のアフガニスタン侵略出兵を阻止」するために、東北大学の「ストライキ」および「反戦デモ」に立ち上がるなどを呼びかけています。上記の教室での演説は、この呼びかけと連動しているものと考えられます。もし、この「ストライキ」が昨年11月国立大学の独立法人化に反対すると称して強行されたものと同様の、バリケード封鎖による授業妨害を意味しているのであれば、いうまでもなくこれは違法行為です。なにより多くの学生の授業をうける権利を党派的主張の故に侵害し、バリケードという物理的手段によって奪うからであり、さらに、授業を行う教官の権利と義務を著しく侵害するからです。また、いうまでもなくこれらの行為は学問の自由を侵害するものです。昨年来繰返し警告しているように、大学は再びこのような違法行為があった場合、直ちに断乎とした措置をとります。

また、たとえ、バリケード封鎖でなくとも、授業担当教官の許可した時間を超過して、演説等が行われたのであれば、学生諸君の授業をうける権利が損なわれたことになる点では、バリケード封鎖と同じく違法な授業妨害となります。

○ 学生諸君の理性的対応を望みます

「ストライキ」や「デモ」を呼びかける一部学生が、彼らの信条と要求を多数の学生に伝えたいのであれば、演説等は授業終了後に行われるべきです。演説を聴くこと等を強要することは学問の自由と個人の信条の自由を侵害するものです。学生諸君には、一部学生によるバリケード封鎖のみならず、授業時間内の演説等による政治的活動が、諸君の権利に対する侵害であることを自覚するとともに、一部学生の主張に軽々しく共鳴し、他者の権利を侵害する不法行為には、決して同調することのないよう希望します。